

集合住宅等に設置するごみ集積所指定の手引き

平成26年8月26日
令和5年7月6日修正
生活環境エコタウン課

集合住宅等にごみ集積所を設置するときは、寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例第7条第1項に基づくごみ集積所の指定を円滑に受けるために、町及び地区と事前にごみ集積所の必要性及びごみ集積所の設置に係る基準等の協議をし、その後、地区から町に指定の申請をすることになります。

事業者の方は、この指定の手続き等について、次のとおり手引きにて手続きを進めていただきますようお願いいたします。

1 用語の定義

この手引きにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) ごみ集積所

居住の用に供する目的の建物のうち集合共同住宅、一団を形成する戸建賃貸住宅及び建売住宅（宅地分譲地を含む。以下「集合住宅等」という。）に居住する者が可燃ごみ・資源物及び不燃ごみ（資源・その他）を排出する場所で、町がごみ収集車により集積されたごみを収集する場所で、生活系ごみのうち可燃ごみ・資源物用及び不燃ごみ（資源・その他）用の2種類をいいます。

(2) 事業者

集合住宅等の所有者（ごみ集積所設置者）又は当該所有者と集合住宅等の管理・維持に関する管理業務委託等を締結している者（管理会社）をいいます。

(3) 地区

区の設置等に関する規則（平成19年寄居町規則第13号）第2条で規定する区で、集合住宅等がある区域の区をいう。

2 ごみ集積所の指定手続きの流れ

ごみ集積所の指定申請は、ごみ集積所の必要性等を考慮して地区が町に申請をします。

事業者の方は、ごみ集積所設置して町の指定を受ける場合には、事前に町及び地区と入念な協議を行い、次の手順に従って手続きを進めてください。

No.	手続き項目	手続きの説明
1	町との設置相談	生活環境エコタウン課の窓口において、ごみ集積所の設置等に係る手続き方法及びごみ集積所の基準等の説明を受けてください。
2	ごみ集積所に係る地区協議	ごみ集積所を設置するにあたり、ごみ集積所の種類ごとにおける設置の必要性等について、地区の区長及び衛生委員と（様式第1号）「生活系ごみ排出に係る地区協議報告書」の内容に沿って協議を行ってください。
3	「生活系ごみ排出に係る地区協議報告書」の提出	地区との協議結果について、「生活系ごみ排出に係る地区協議報告書」に「別紙1～4」を添付して生活環境エコタウン課へ提出してください。 （注意） 町の開発協議に係る「開発行為等協議申請にかかる事前調査打合せ表」について、生活環境エコタウン課のごみの欄への回答は、「生活系ごみ排出に係る地区協議報告書」が提出された以後になります。
4	ごみ集積所に係る町協議	地区との協議により新たに設置することとなるごみ集積所について、設置場所、構造及び規模等について町と協議を行い、ごみ集積所の指定に係る基準を満たしているか町の確認を受けてください。
5	ごみ集積所の設置	町との協議内容に沿ってごみ集積所の設置を行ってください。 なお、事業者の方は、各担当部門（営業、設計、現場等）との調整を図り、建築計画等の変更が生じた場合は、速やかに町と再協議を必ず行ってください。 （注意） 町で行った協議内容と違うごみ集積所の設置がされた場合は、地区からの指定申請を受けても不指定となります。

6	ごみ集積所指定申請	ごみ集積所設置工事完了後、事業者は地区へ報告し、ごみ集積所指定申請書（様式第 2 号）に次の添付書類を添えて、地区から申請をしてください。 なお、申請部数は添付書類を含め原本 2 部で、ごみ集積所の利用開始予定の 14 日前まで行って下さい。 【申請書類】 ごみ集積所指定申請書（様式第 2 号） （添付書類） (1) 案内図 (2) 公図の写し (3) 敷地平面図（ごみ集積所設置位置詳細図） (4) ごみ集積所構造図 (5) ごみ集積所規模算定書 (6) ごみ集積所の設置状況写真（ごみ集積所の近接写真（正面）及び遠景写真（集合住宅等が写り込んでいること。） (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 ごみ集積所の指定に係る念書
7	ごみ集積所指定等の決定	ごみ集積所の指定又は不指定の通知を町から各事業者へ通知します。指定されたときは、収集開始日等も併せてお知らせしますので、速やかに利用者となる集合住宅等入居者に周知を行ってください。
8	町の収集の開始	収集開始日から町の委託した業者が収集を行います。 （収集に関しての注意） ① 不燃ごみ及び資源物の収集は、ごみの分別ごとに別々のトラックで、かつ、時間もずれて収集される地域がありますのでご注意ください。 ② 収集後に出されたごみについて、再度の収集は行いません。 ③ 収集時に鍵の施錠がされていたり、集積所の付近に支障物等（乗用車等）があるときは収集しません。なお、この際の再度の収集も行いませんので注意して下さい。
9	ごみ集積所の管理	ごみ集積所が常に清潔を保つことができるよう、利用者自ら又は事業者による適切な管理を随時行ってください。

3 ごみ集積所の指定の条件

ごみ集積所指定申請書（様式第 2 号）が提出されたときの指定の基準は次のとおりです。事業者は、町と指定の基準について十分な確認を行ってください。

(1) 利用世帯数等の基準

建築物の種類	可燃・資源物	不燃（資源・その他）
集合共同住宅	6 世帯（4 世帯）	12 世帯（6 世帯）
戸建賃貸住宅	5 戸（4 戸）	10 戸（6 戸）
宅地分譲・建売住宅	5 戸	5 戸

地区で設置する既存のごみ集積所の利用が特に困難と認められるときは、括弧内の世帯数又は戸数以上の利用が認められる場合に限り適用します。

(2) ごみ集積所の基準

No.	基準	内容										
1	設置場所の基準	(1) 原則として、幅員が 4 メートル以上の通り抜けができる道路に面している場所であること。 (2) ごみ集積所とごみ収集車との間には、ガードレール等の支障となる構造物等がなく、ごみ収集車にごみを直接積み込むことができる場所であること。 (3) ごみ収集車が前進しながら容易に横付けできる場所であること。 (4) 駐停車禁止標識や道路標示（黄色の実線）のない場所であること。 (5) 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 メートル以外の場所であること。 (6) バス停留所の標示柱から 10 メートル以外の場所であること。 (7) 踏切及びその前後の側端からそれぞれ前後の 10 メートル以外の場所であること。 (8) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後の 5 メートル以外の場所であること。 (9) 坂の頂上付近や勾配の急な坂の途中以外の場所であること。 (10) 通り抜けのできない道路の沿線の場所に位置している場合は、ごみ収集車が容易に転回できる場所を設け、転回場所の出入り口には隅切りが設けられていること。 (11) 施設等（自動車駐車場、駐輪場等の付近など）に損傷を与えるおそれのない場所であること。 (12) ごみ集積所の利用者相互及び当該設置予定のごみ集積所に隣接する居住者の同意が得られている場所であること。 (13) 集合住宅等の敷地内に進入してごみ収集をする場合は、次に定めるところによるものとする。 ア ごみ収集車が前進のまま進入し、通り抜けができる十分な広さと高さの通路を設けること。 イ 前進のまま通り抜けができない場合は、専用の転回する場所を設け、転回場所の出入り口には隅切りを設けること。 ウ 進入経路及び収集作業場所等には、作業に支障となる車両等が放置されないような措置がされていること。										
2	構造等の基準	《可燃ごみ・資源物集積所》 (1) コの字型で鉄筋コンクリート造り又はコンクリートブロック造りとし、次によるものとする。 ア 基礎は、鉄筋コンクリート造りで、ベタ基礎又は L 型基礎とすること イ 基礎は、浸水防止のため周辺地盤よりも 10 センチメートル以上高くしたものとする。 ウ ごみ集積所の最低寸法は、間口 1.2 メートル以上、奥行き 1 メートル以上とし、次号で定める面積算定の結果に基づき各寸法を延長すること。 エ ごみ集積所の囲いの高さは、0.8 メートル以上とすること。 オ ごみ集積所の取り出し口は、原則として道路側にすること。 (2) 面積は有効面積とし、次に定める左欄の建築物の種類の区分に応じ、それぞれ右欄の 1 世帯(戸)当たり面積を最大利用世帯数で乗じた面積とすること。ただし、算出された面積が 1.2 平方メートルに満たないときは、1.2 平方メートルを最低面積とする。 <table><tr><th>建築物の種類</th><th>1 世帯(戸)当たり面積</th></tr><tr><td>集合共同住宅（一般世帯）</td><td>1 世帯あたり 0.2 平方メートル以上</td></tr><tr><td>集合共同住宅(ワンルーム)</td><td>1 世帯あたり 0.1 平方メートル以上</td></tr><tr><td>戸建賃貸住宅</td><td>1 戸あたり 0.2 平方メートル以上</td></tr><tr><td>宅地分譲・建売住宅</td><td>1 戸あたり 0.2 平方メートル以上</td></tr></table> (3) ごみの散乱等による苦情等が生じないよう、ごみ集積所には次のいずれかの対策を講じること。	建築物の種類	1 世帯(戸)当たり面積	集合共同住宅（一般世帯）	1 世帯あたり 0.2 平方メートル以上	集合共同住宅(ワンルーム)	1 世帯あたり 0.1 平方メートル以上	戸建賃貸住宅	1 戸あたり 0.2 平方メートル以上	宅地分譲・建売住宅	1 戸あたり 0.2 平方メートル以上
建築物の種類	1 世帯(戸)当たり面積											
集合共同住宅（一般世帯）	1 世帯あたり 0.2 平方メートル以上											
集合共同住宅(ワンルーム)	1 世帯あたり 0.1 平方メートル以上											
戸建賃貸住宅	1 戸あたり 0.2 平方メートル以上											
宅地分譲・建売住宅	1 戸あたり 0.2 平方メートル以上											

- ア 袋直置きで集積する場合は、ネット等によりごみの散乱を防止すること。
 イ 物置型の集積所とする場合は、金属製の強固なもので扉が引き戸になっているものとする。

- (4) ごみ集積所には、白色のプラスチック板等に文字の大きさが縦、横 4.5 センチメートル以上で「可燃ごみ集積所」「資源物集積所」と記載された、大きさ縦 30 センチメートル、横 45 センチメートル以上のものを掲げること。

可燃ごみ 集積所 収集日は、毎週 ・ 曜日です。

(文字の色)
 青：可燃ごみ集積所
 黒：上記以外の文字

資源物集積所					
新 聞 紙 類	雑 誌 類	雑 が み	ダ ン ボ ー ル	紙 パ ッ ク 類	布
収集日は、毎月 曜日です。					

(文字の色)
 青：新聞紙～布類
 黒：上記以外の文字

- (5) ごみ集積所を建築物とする場合は、別途、町長と協議したものでなければならない。

《不燃ごみ集積所》

- (1) コの字型で鉄筋コンクリート造り又はコンクリートブロック造りとし、次によるものとする。

- ア 基礎は、鉄筋コンクリート造りで、ベタ基礎又はL型基礎とすること
 イ 基礎は、浸水防止のため周辺地盤よりも 10 センチメートル以上高くしたものとする。
 ウ ごみ集積所の最低寸法は、間口 2.3 メートル以上、奥行き 1.3 メートル以上とし、次号で定める面積算定の結果に基づき各寸法を延長すること。
 エ ごみ集積所の囲いの高さは、1.2 メートル以上とすること。
 オ ごみ集積所の取り出し口は、原則として道路側にすること。

- (2) 面積は有効面積とし、次に定める左欄の建築物の種類の区分に応じ、それぞれ右欄の 1 世帯(戸)当たり面積を最大利用世帯数で乗じた面積とすること。ただし、算出された面積が 3 平方メートルに満たないときは、3 平方メートルを最低面積とする。

建築物の種類	1 世帯(戸)当たり面積
集合共同住宅（一般世帯）	1 世帯あたり 0.25 平方メートル以上
集合共同住宅(ワンルーム)	1 世帯あたり 0.15 平方メートル以上
戸建賃貸住宅	1 戸あたり 0.25 平方メートル以上
宅地分譲・建売住宅	1 戸あたり 0.25 平方メートル以上

- (3) ごみ集積所には、白色のプラスチック板等に文字の大きさが縦、横 4.5 センチメートル以上で「不燃ごみ集積所」と記載された大きさ縦 30 センチメートル、横 45 センチメートル以上のものを掲げること。また、その分類として「カン類」、「ビン類」、「ペットボトル」、「小型家電」及び「その他」と記載された大きさ縦 30 センチメートル、横 15 センチメートル以上のものを個別に掲げること。

		不 燃 ご み 集 積 所 収集日は、毎月 ・ 曜日です。 (文字の色) 赤：不燃ごみ集積所 黒：上記以外の文字 (文字の色) <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">青</td> <td style="width: 20%;">赤</td> <td style="width: 20%;">緑</td> <td style="width: 20%;">水色</td> <td style="width: 20%;">黒</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 10px; font-size: 24px;">カ ン 類</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 10px; font-size: 24px;">ビ ン 類</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 10px; font-size: 24px;">ペ ット ボ トル</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 10px; font-size: 24px;">小 型 家 電</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 10px; font-size: 24px;">そ の 他</td> </tr> </table> (4) ごみ集積所を建築物とする場合は、別途、町長と協議したものでなければならない。	青	赤	緑	水色	黒	カ ン 類	ビ ン 類	ペ ット ボ トル	小 型 家 電	そ の 他
青	赤	緑	水色	黒								
カ ン 類	ビ ン 類	ペ ット ボ トル	小 型 家 電	そ の 他								

(3) ごみ出しルール

ごみ集積所の利用に当たり、集合住宅等の入居者（以下「利用者」という。）が町の一般廃棄物処理計画に基づきごみを分別し、指定された日時及び方法で適切なごみの排出ができるよう、事業者による指導、監督が適切に行うことができること。

(4) ごみ集積所の維持管理

ごみ集積所が常に清潔を保つことができるよう、利用者自ら又は事業者による適切な管理がされること。また、事業者によるごみ集積所の管理に必要な備品等について、自らの負担により整備することができること。

(5) 苦情処理への対応

ごみ集積所に係る苦情及び第三者への損害について、事業者の責任において解決することができること。

(6) 近隣住民との紛争

設置したごみ集積所について、近隣住民等との間で紛争が生じていないこと。

4 指定の停止

指定したごみ集積所が次の各号のいずれかに該当したときは、その指定を停止し、一時町の収集を行わないことがあります。

指定の停止を受けた事業者は、停止の原因となった事由がなくなり町の収集を再度希望するときは、収集の再開を希望する 10 日前までに、地区を通じて町に申し出てください。

(1) 収集時、ごみ集積所にごみが 2 回以上なく、かつ、利用者が確認できないとき。

(2) 収集時、ごみ集積所の不良等によりごみを取り出せない、又はごみ集積所の設備自体に損傷を与える恐れがあると判断されたとき。

(3) ごみ集積所の設置場所の基準、構造の基準に適合しなくなったとき。

(4) ごみ出しのルール、ごみ集積所の適正な維持管理、苦情への対応がされないとき。

5 指定の取消し

指定したごみ集積所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、ごみの収集をやめることがあります。

- (1) 4・(1)の指定の停止を受けてから1年以上経過したとき。
- (2) 4・(2)及び(3)の指定の停止を受けてから、6月以上一切の改善がなされないとき。
- (3) 指定したごみ集積所又は当該ごみ集積所を利用していた者が居住する集合住宅等がなくなったとき。

6 看板の設置

ごみの出し方等を表示した看板を作成し、ごみ集積所の適当な位置に設置してください。また、看板は耐久性のある材質のものを使用し、その表示内容は町の指示に従ってください。

なお、事業者は、町の分別等が変更となったときには、直ちに当該看板の表示を改めてください。

7 ごみ集積所の廃止

既存のごみ集積所を廃止しようとするときは、あらかじめ町へ報告し、地区からごみ集積所指定申請書（様式第2号）を提出してください。

生活系ごみ排出に係る地区協議報告書

令和 年 月 日

寄居町 宛

住所
報告(事業者)者
氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話
担当者（委任された者）

集合住宅等の建築物に居住する者が排出する生活系ごみを出す場所（ごみ集積所）について、下記のとおり地区と協議しましたので報告します。

記				
ごみを排出する建築物	所在地	寄居町大字		
	行政区	区		
	種類	☐ 集合住宅[一般世帯用] (世帯) ☐ 集合住宅[単身世帯用] (世帯) ☐ 戸建賃貸住宅 (戸) ☐ 宅地分譲・建売住宅 (戸)	集合住宅等の名称	
ごみの排出場所	可燃ごみ・資源物	☐ 既存のごみ集積所を利用（別紙 1 可燃ごみ・資源物集積所案内図を添付） ☐ 区が新たな集積所を設置（後日、区が町と協議） ☐ 事業者が新たな集積所を設置（後日、事業者が町と協議） ＊事業者とは…土地・建物所有者及び土地・建物管理会社等をいいます。		
	不燃ごみ（資源・その他）	☐ 既存のごみ集積所を利用（別紙 2 不燃ごみ集積所案内図を添付） ☐ 区が新たな集積所を設置（後日、区が町と協議） ☐ 事業者が新たな集積所を設置（後日、事業者が町と協議）		
	可燃粗大ごみ	☐ 町指定場所（別紙 3 可燃粗大ごみ指定場所案内図を添付）		
		指定場所の名称		
	有害ごみ	☐ 町指定場所（別紙 4 有害ごみ指定場所案内図を添付）		
指定場所の名称				
上記のとおり、ごみの排出について協議を行ったことを証明します。 令和 年 月 日 _____ 区 長 _____ _____ 衛生委員 _____				

当該集合住宅等のごみを排出するごみ集積所であることを確認しました。

令和 年 月 日

区 衛生委員 印

別紙 1

可燃ごみ・資源物集積所案内図

集合住宅等の名称

(北)

(西)

(東)

(南)

(記入上の注意点)

- ・ごみ集積所の位置のほか、付近の目標物となる施設及び排出元となる集合住宅等を図示してください。
- ・ごみ集積所には引き出し線で旗揚げをしてください。
- ・排出元となる集合住宅等から、ごみ集積所までの道程を赤線で記入してください。

※利用者（集合住宅等入居者）がこの案内図を見て、集積所に自ら排出できるような精度で作成してください。

当該集合住宅等のごみを排出するごみ集積所であることを確認しました。

令和 年 月 日

区 衛生委員 印

別紙 2

不燃ごみ集積所案内図

集合住宅等の名称	
----------	--

(北)

(西)

(東)

(南)

(記入上の注意点)

- ・ごみ集積所の位置のほか、付近の目標物となる施設及び排出元となる集合住宅等を図示してください。
- ・ごみ集積所には引き出し線で旗揚げをしてください。
- ・排出元となる集合住宅等から、ごみ集積所までの道程を赤線で記入してください。

※利用者（集合住宅等入居者）がこの案内図を見て、集積所に自ら排出できるような精度で作成してください。

当該集合住宅等のごみを排出するごみ集積所であることを確認しました。

令和 年 月 日

_____区 衛生委員 _____ ⑤

別紙 3

可燃粗大ごみ指定場所案内図

集合住宅等の名称

(北)

(西)

(東)

(南)

(記入上の注意点)

- ・ごみ集積所の位置のほか、付近の目標物となる施設及び排出元となる集合住宅等を図示してください。
 - ・ごみ集積所には引き出し線で旗揚げをしてください。
 - ・排出元となる集合住宅等から、ごみ集積所までの道程を赤線で記入してください。
- ※利用者（集合住宅等入居者）がこの案内図を見て、集積所に自ら排出できるような精度で作成してください。

当該集合住宅等のごみを排出するごみ集積所であることを確認しました。

令和 年 月 日

_____区 衛生委員 _____ 印

別紙 4

有害ごみ指定場所案内図

集合住宅等の名称	
(北) (西) (東) (南)	
(記入上の注意点) ・ ごみ集積所の位置のほか、付近の目標物となる施設及び排出元となる集合住宅等を図示してください。 ・ ごみ集積所には引き出し線で旗揚げをしてください。 ・ 排出元となる集合住宅等から、ごみ集積所までの道程を赤線で記入してください。 ※利用者（集合住宅等入居者）がこの案内図を見て、集積所に自ら排出できるような精度で作成してください。	

ごみ集積所指定申請書

令和 年 月 日

寄居町長 宛

申請者 区 長 印

区衛生委員 印

下記のとおりごみ集積所を設置したので、寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、ごみ集積所の指定を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

ごみ集積所指定区分	☐ 新設 ☐ 移設 ☐ 廃止	ごみ集積所の種類	☐ 可燃ごみ・資源物 ☐ 不燃ごみ（資源・その他）					
集合住宅等の所在地	寄居町大字		行政区の名称					
集合住宅等の種類	☐ 集合住宅[一般用]（世帯） ☐ 集合住宅[ワンルーム]（世帯） ☐ 戸建賃貸住宅（戸） ☐ 宅地分譲・建売住宅（戸）							
集合住宅等の名称								
集合住宅等の所有者 （ごみ集積所設置者）	住所 氏名 印 電話 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）							
集合住宅等の管理者 （管 理 会 社）	住所 氏名 印 電話 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）							
ごみ集積所の管理者 （集積所に係る町からの問合せ先）	住所 氏名 印 電話 （法人にあっては、営業所等の名称）							
ごみ集積所の所在地	☐ 集合住宅等の敷地内 ☐ 集合住宅等の敷地外の民有地 （所在地番： ）							
ごみ集積所の 構造・規模・表示	可燃ごみ・資源物		不燃ごみ(資源・その他)					
	構造	囲い： ☐ コンクリート ☐ ブロック ☐ 袋直置き ☐ 物置型(引き戸)		構造	囲い： ☐ コンクリート ☐ ブロック ☐ 袋直置き ☐ 物置型(引き戸)			
	規模 (寸法) (面積)	囲い	間口： m 奥行き： m 高さ： m 面積： ㎡	規模 (寸法) (面積)	囲い	間口： m 奥行き： m 高さ： m 面積： ㎡		
		構造物	間口： m 奥行き： m 高さ： m 面積： ㎡		構造物	間口： m 奥行き： m 高さ： m 面積： ㎡		
	表示	資源物	可燃ごみ	☐ 有 ☐ 無	表示	資源	カン類	☐ 有 ☐ 無
			新聞紙・雑誌類	☐ 有 ☐ 無			ビン類	☐ 有 ☐ 無
			雑がみ	☐ 有 ☐ 無			ペットボトル	☐ 有 ☐ 無
段ボール			☐ 有 ☐ 無	小型家電			☐ 有 ☐ 無	
布類			☐ 有 ☐ 無					
		紙パック	☐ 有 ☐ 無		その他	☐ 有 ☐ 無		
近隣住民等との紛争	☐ 紛争等はなし ☐ 紛争等がある							
収集開始予定日	(可燃) . .		(資源) . .		(不燃) . .			
当該ごみ集積所以外に出すごみ集積所	☐ 不燃ごみ (別紙2のとおり)		☐ 可燃粗大ごみ (別紙3のとおり)		☐ 有害ごみ (別紙4のとおり)			
添付書類	(1)案内図 (2)公図の写し (3)敷地平面図(ごみ集積所設置位置詳細図) (4)ごみ集積所構造図 (5)ごみ集積所規模算定書 (6)ごみ集積所の設置状況写真(ごみ集積所の近接写真(正面)及び遠 景写真(集合住宅等が写り込んでいること。)) (7)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認 める書類 ごみ集積所の指定に係る念書							

ごみ集積所規模算定書

ごみ集積所は、ごみを集積する場所の面積が次の表により算定した面積以上としてください。

《可燃ごみ・資源物集積所規模算定表》

集積所最低寸法	寸法：(間口)1.2m×(奥行き)1.0m	最低面積 1.2 m ²
---------	-----------------------	-------------------------

建築物の種類	① 基準面積	② 利用世帯(戸)数	③ 算定面積 (①×②)	④ 採用面積
☐ 集合共同住宅 (一般世帯)	0.2 m ²	世帯	m ²	m ²
☐ 集合共同住宅(ワンルーム)	0.1 m ²	世帯	m ²	m ²
☐ 戸建賃貸住宅	0.2 m ²	戸	m ²	m ²
☐ 宅地分譲・建売住宅	0.2 m ²	戸	m ²	m ²

③算定面積は、小数点第2位を四捨五入して算出された小数点第1位までの数値とします。
採用面積について、③で算定された面積が基準面積の 1.2 m²以下のときは、採用面積を基準面積の 1.2 m²とします。

《不燃ごみ(資源・その他)集積所規模算定表》

集積所最低寸法	寸法：(間口)2.3m×(奥行き)1.3m	最低面積 3.0 m ²
---------	-----------------------	-------------------------

建築物の種類	① 基準面積	② 利用世帯(戸)数	③ 算定面積 (①×②)	④ 採用面積
☐ 集合共同住宅 (一般世帯)	0.25 m ²	世帯	m ²	m ²
☐ 集合共同住宅(ワンルーム)	0.15 m ²	世帯	m ²	m ²
☐ 戸建賃貸住宅	0.25 m ²	戸	m ²	m ²
☐ 宅地分譲・建売住宅	0.25 m ²	戸	m ²	m ²

③算定面積は、小数点第2位を四捨五入して算出された小数点第1位までの数値とします。
採用面積について、③で算定された面積が基準面積の 3.0 m²以下のときは、採用面積を基準面積の 3.0 m²とします。

ごみ集積所の指定に係る念書

私たちは、寄居町大字_____番地_____に設置したごみ集積所について、寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づくごみ集積所の指定を受けたときは、指定に係る条件を遵守するとともに、町の円滑な業務遂行に協力し、当該ごみ集積所の設置及び管理に関する一切の責任を負うものとして、ここに念書を提出します。

万一、指定に係る条件が履行されないときや、その他ごみ集積所に係る問題が生じたときには、指定の停止又は取り消しをされても異議を述べません。

なお、設置したごみ集積所つきまして、近隣住民等への理解を得て設置したものであり、現に紛争が生じていないこと、今後において紛争が生じることがないように対応しております。

令和 年 月 日

寄居町長

様

集合住宅等の所有者 (ごみ集積所設置者)	住所 氏名
-------------------------	--------------

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

集合住宅等の管理者 住所
(管 理 会 社) 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

ごみ集積所の管理者 住所
(管理業務を行う者) 氏名

(法人にあっては、営業所等の名称)